

## 仕 様 書

- 1 件名                   ハーモニック ハンドピース付きキット (HAR36) の購入
  - 2 品名                   別紙内訳書のとおり
  - 3 数量及び規格等   別紙内訳書のとおり
  - 4 納入期限            令和6年12月31日
  - 5 納入場所            名古屋市千種区若水一丁目2番23号  
                          名古屋市立大学医学部附属東部医療センター
- 4 納入方法等について
- (1) 契約期間内において、病院の発注者が指示した日時に、指定した包装単位の数量を納入するものとする。
  - (2) 供給者は、病院の経営課にて検査を受け納入するものとする。
  - (3) 供給者は、24時間いつでも供給可能な体制を確立し、緊急の発注にも対応すること。
  - (4) 供給する診療材料は、破損又は汚損したものでないものとする。
  - (5) 供給者は、病院で診療材料の管理のために使用している物品管理システムの運用に協力すること。
- 5 支払条件について
- (1) 請求書については、病院ごとに1箇月分をまとめて、内訳はすべて消費税及び地方消費税抜きの単価及び金額とする。そして、合計金額と消費税及び地方消費税を加えた金額を請求金額とする。ただし、非課税品目は、合計金額を請求額とする。
  - (2) 消費税及び地方消費税の計算において、円未満に端数が生じた場合には、円未満端数切捨てとする。
- 6 妨害又は不当要求に対する届出義務
- (1) 供給者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものとも認められないものをいう。）を受けた場合は、病院へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
  - (2) 供給者が前号に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前号の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。
- 7 その他
- (1) 本仕様書に定めるもののほか、供給者は公立大学法人名古屋市立大学契約規程、その他関係法規に従うものとする。
  - (2) 適正価格判断の指標として、供給者は、病院から求めがあった場合、償還価格の情報提供を行うこ

と。

- (3) 契約締結後も、単価の見直しのため、病院の行う価格交渉に応じること。
- (4) 内訳書に記載のない規格で、内訳書に記載のある物品（以下「本物品」という。）の規格違いと認められる物品については、病院と供給者の両者協議の上、本物品と同様に扱うものとする。
- (5) 自ら物品の納入を行う売渡人又は納入業者は、物品の納入に当たり、別記「グリーン配送に関する特記仕様書」を遵守すること。
- (6) その他詳細については病院の指示に従うものとする。

## 別紙1

メーカー	商品名・規格	数量
ジョンソン&ジョンソン	HAR36	90
ジョンソン&ジョンソン	HARPHPGR	1

## グリーン配送に関する特記仕様書

### (基本事項)

第1 この契約の相手方（以下「契約業者」という）は、本契約にかかる公立大学法人名古屋市立大学（以下「本学」という）への物品の納入に、自動車（二輪自動車を除く）を使用する場合、グリーン配送を実施するよう努めなければならない。なお、物品の納入業務を他人に委託する場合は契約業者から委託を受けて物品の納入を行う事業者以下「納入業者」という）に、グリーン配送を実施させるよう努めなければならない。

注 「グリーン配送」とは、本学が締結する物品の買入れ契約（印刷の発注を含む。）及び物品の借入れ契約において、自動車（二輪自動車を除く。）を使用して物品の納入を行おうとする事業者（契約の相手方（以下「契約業者」という。）で自ら物品の納入を行う者又は契約業者から委託を受けて物品の納入を行う者（以下「納入業者」という。））が、物品の納入先（愛知県内に所在する市の機関に限る。）へ適合車両を使用し、かつエコドライブ（環境に配慮した自動車の運転のことをいう）を実施して物品の納入を行うことをいう。

### (グリーン配送に使用する車両)

第2 グリーン配送に使用する車両は、車種規制非適合車を除く次の自動車とする。

- |   |                     |
|---|---------------------|
| (1) 電気自動車                                     | (2) 天然ガス自動車         |
| (3) メタノール自動車                                  | (4) ハイブリッド自動車       |
| (5) 低排出ガス車かつ低燃費車                              | (6) 燃料電池自動車         |
| (7) 車両総重量 3.5 t 超のガソリン車・LPガス車・新長期規制適合以降ディーゼル車 |                     |
| (8) クリーンディーゼル自動車                              | (9) プラグイン・ハイブリッド自動車 |
| (10) 低排出ガス車                                   | (11) 低燃費車           |
| (12) 超低PM排出ディーゼル車                             | (13) LPガス貨物自動車      |
| (14) 車両総重量 3.5 t 超の新短期規制適合ディーゼル車              |                     |
| (15) その他、環境局長が認めるもの                           |                     |

注 「車種規制非適合車」とは「自動車NO<sub>x</sub>・PM法」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。